

＜旅館・ホテル関係の 変更 手続き＞						【長崎県県南保健所 衛生環境課】担当者が不在の場合がありますので、来所の際は事前連絡ください。 TEL:0957-62-3288 FAX:0957-64-6520 E-mail:s11620@pref.nagasaki.lg.jp	
関係各法令		申請書類名等（クリックでリンクします）	届出時期	部数	手数料	添付書類	様式掲載場所
1	旅館業法	旅館業営業許可・承継承認申請記載事項変更届	変更後10日以内	1部	不要	●営業者（個人）の氏名又は住所の変更 ・住民票の写し、運転免許証等の提示 ●法人名称、事務所所在地又は代表者変更 ・定款又は寄附行為の写し（代表者が変更した場合は、法第3条第2項第1号から第8号までに該当の有無を「摘要欄」へ記載） ●営業の種別の変更 ・原則、新規の許可が必要。担当者に相談してください。 ●営業施設の構造設備の概要 ・変更した部分が明確にわかる図面並びに必要な場合は仕様書も添付することとし、建築基準法第87条に該当する用途変更にかかわる「工事完了証」の写しを添付	県庁トップ画面→（右上）電子申請 →申請書ダウンロードサービスはこちら→（組織別に検索内）県民生活環境部→ 生活衛生課 （1ページ目）
2	公衆浴場法 ※必要な場合のみ	公衆浴場営業許可申請・承継届記載事項変更届	変更後10日以内	1部	不要	●営業者（個人）の氏名又は住所の変更 ・住民票の写し、運転免許証等の提示 ●法人名称、事務所所在地又は代表者変更 ・定款又は寄附行為の写し（代表者が変更した場合は、法第3条第2項第1号から第8号までに該当の有無を「摘要欄」へ記載） ●温泉の含有物質及び医薬品等の変更 ・申請書に変更前後を記載 ●営業施設の構造設備の概要 ・変更した部分が明確にわかる図面並びに必要な場合は仕様書も添付することとし、建築基準法第87条に該当する用途変更にかかわる「工事完了証」の写しを添付 ※営業の種別の変更（一般⇔その他）は、新規の申請（廃止新規）が必要	
3	興行場法 ※必要な場合のみ	興行場営業許可申請・承継届記載事項変更届	変更後10日以内	1部	不要	●営業者（個人）の氏名又は住所の変更 ・住民票の写し、運転免許証等の提示 ●法人名称、事務所所在地又は代表者変更 ・定款又は寄附行為の写し ●営業施設の構造設備の概要 ・変更した部分が明確にわかる図面並びに必要な場合は仕様書も添付することとし、建築基準法第87条に該当する用途変更にかかわる「工事完了証」の写しを添付 ●入場者定員 ・変更前、変更後の入場者定員を記載 ●衛生責任者（公衆衛生に関する責任者に変更があった場合） ・変更前、変更後の衛生責任者の氏名、住所、生年月日を記載	
4	建築物衛生法 （特定建築物） ※必要な場合のみ	特定建築物の(変更)届出書	変更後1か月以内	2部	不要	●届出者の氏名、住所（法人の場合、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）の変更 → 添付不要 ●維持管理権原者の氏名、住所（法人の場合、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）の変更 ・所有者以外の者が維持管理について権原を有する場合にあっては、それを証する書類 ●特定建築物の名称の変更 → 添付不要 ●特定建築物の用途の変更 → 添付不要 ●延面積の変更 ・平面図（変更前、変更後） ●建築物環境衛生管理技術者の氏名、住所及び兼任している場合の特定建築物の変更 ・建築物環境衛生管理技術者免状の写し ●構造設備の概要の変更 ・構造設備の概要	県庁トップ画面→（右上）電子申請 →申請書ダウンロードサービスはこちら→（組織別に検索内）県民生活環境部→ 生活衛生課 （3ページ目）

関係各法令		申請書類名等（クリックでリンクします）	届出時期	部数	手数料	添付書類	様式掲載場所
5	食品衛生法 ※必要な場合のみ	営業許可申請書・営業届(変更)	変更後	1部	不要	●営業者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）の変更 ・営業許可証（原本） ・戸籍謄本（結婚、離婚等による改姓の場合） ・履歴事項全部証明書（法人の代表者氏名変更の場合） ●食品衛生責任者の氏名 ・食品衛生責任者の資格を証する書類 ●営業施設の名称の変更 ・営業許可証（原本） ●厨房施設の変更 ・平面図（変更前、変更後）※要事前相談	検索サイトで「長崎県県南保健所 衛生環境課」で検索→「食品衛生」→「食品営業許可について」→「食品営業許可・届出について」
6	温泉法 ※必要な場合のみ	温泉利用許可事項変更届	変更後	1部	不要	●温泉利用者の氏名又は住所 →添付不要 ●法人名、代表者氏名又は主たる事務所の所在地 ・登記事項証明書又は定款 ●温泉利用施設の名称 →添付不要	検索サイトで「長崎県自然環境課 温泉に関する申請」で検索（最下部任意様式）
7		温泉所有者・温泉利用権者変更届	変更後	2部	不要	●全部事項証明書 ・売買又は譲渡を証明する書類（写し）	
8	水質汚濁防止法	氏名等変更の届出	変更後30日以内	2部	不要	※担当者にご相談ください。	県庁トップ画面→(右上) 電子申請→申請書ダウンロードサービスはこちら→(組織別に検索内) 県民生活環境部→ 地域環境課 (1ページ目)
9		※特定施設等の構造等の変更がある場合 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置届出書 もしくは 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)変更届出書	工事着工の 60日前 まで （ただし、やむを得ない事情により困難な場合は「実施の期間短縮願」を提出すれば60日を短縮することが可能。）	2部	不要	※担当者にご相談ください。	県庁トップ画面→(右上) 電子申請→申請書ダウンロードサービスはこちら→(組織別に検索内) 県民生活環境部→ 地域環境課 (1ページ目)
10	浄化槽法 ※必要な場合のみ	管理者変更報告書、届出事項変更届(設置場所地番変更の場合)、技術管理者変更報告書 等	変更後30日以内等	3部	不要	※担当者にご相談ください。	県庁トップ画面→(右上) 電子申請→申請書ダウンロードサービスはこちら→(組織別に検索内) 県民生活環境部→ 水環境対策課

<旅館・ホテル関係の変更に係る許可証の書換え> ※許可証の記載事項に変更がある場合のみ

- ・食品衛生法の飲食店営業許可は、変更手続き時に許可証の原本を提出し、変更届受理書に代えて書換え済みの許可証を交付します（手数料不要）
- ・旅館業、公衆浴場、興行場、温泉利用許可の許可証の書換えは義務ではありませんが、書換えない場合は、変更前の許可証に加えて、保健所に提出した届出書の控えを客の見やすい場所に掲示することが望ましいです。許可証の書換えを希望する場合は、「事実の証明願」（手数料400円）を提出ください。
- ・旅館業、公衆浴場、興行場の事実の証明願をオンライン決済で支払う場合は、「事実の証明手数料（営業六法関係）」の項目を選択ください。なお、保健所窓口で支払う場合には、「事実の証明手数料（生活衛生課取扱）」の項目で領収書が発行されますのでご了承ください。
- ・温泉利用許可の証明願をオンライン決済で支払う場合は、「事実の証明手数料（県民生活環境部）」の項目を選択ください。なお、保健所窓口で支払う場合には、「事実の証明手数料（全庁）」の項目で領収書が発行されますのでご了承ください。

関係法令	任意様式（証明証交付申請書（事実の証明）、紛失届等）	【様式掲載場所】県庁トップ画面→(上部) 地方機関で探す→県南保健所→(最下部) 保健部 衛生環境課→(業務内容) 生活衛生→旅館業
------	--	--